

労働施策総合推進法に基づく中途採用比率の公表

労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和41年法律第132号）第27条の2第1項の規定に基づき、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構における直近3事業年度の中途採用比率について、以下のとおり公表します。

公表日：令和7年10月30日

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
中途採用比率	22%	19%	23%